

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇ 告 示
の 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるも

健康保険法による保険医療機関の指定

ひな白痢検査の実施

保安林の指定の解除

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一四三三五号	金谷 拓郎	昭和四十四年六月二十七日
第一四三六号	福 羅 充 雄	二十四日
鳥国薬第二二五号	上 村 咲 代	二十八日
第二二六号	浜 崎 千 恵 子	"
第二二七号	森 田 陽 子	"
第二二八号	水 垣 美 枝 子	"

鳥取県告示第四百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
蕨内医院	境港市外江町 三五四七	内科、外科	松尾 逸七	昭和四十四年 七月一日	乙表 点数表
小谷医院	西伯郡名和町大 字御来屋字中野 中二四三の一	内科、小児科、 外科、産婦人科	小谷 晴彦	六月十日	"
国立療養所 鳥取市三津	八七六	内科、小児科、外科、 放射線科、歯科	厚生省	七月一日	甲表 点数表

岡山大学医学部附属病院 三朝分院	国立三朝温泉病院	太田原医院	鳥取県保健所	国民健康保険 智頭町	鳥取県保健所	鳥取県保健所	鳥取県保健所	鳥取県保健所	鳥取県保健所	鳥取市立病院	鳥取県立中央病院	鳥取県保健所
内科、外科、産婦人科	内科、外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科	小児科、内科、耳鼻咽喉科	内科、小児科、泌尿器科	内科、外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、理学診療科	内科、小児科、泌尿器科	内科、小児科、泌尿器科	内科、小児科、泌尿器科	内科、小児科、泌尿器科	内科、小児科、泌尿器科	内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科	内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科	内科、小児科、泌尿器科
文部省	厚生省	太田原美子	鳥取県知事	智頭町長	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取市長	鳥取市長	鳥取県知事
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	甲表 点数表	乙表 点数表	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第四百四十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

三朝町国民健康保険所	穴鴨	内科、外科	三朝町長	乙表 点数表
竹田町国民健康保険診療所	羽合町	内科、外科、呼吸器科	羽合町長	"
鳥取県根雨保健所	長瀬一九五〇	内科、皮膚科、放射線科	羽合町長	"
鳥取市立川町一丁目一〇九	日野郡日野町根雨寺門前	内科、小児科、泌尿器科	鳥取県知事	甲表 点数表
足立歯科医院	境港市明治町八	歯科	足立 丕	乙表 点数表
船木歯科医院	西伯郡名和町一御米屋九三	歯科	船木 匡	"
林歯科医院	鳥取市立川町一丁目一〇九	歯科	林 寛	六月一日

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月十一日	羽合町	各種鶏場
" 十三日	関金町	"
" 十四日	"	"
" 十五日	倉吉市	"
" 十六日	"	"

鳥取県告示第四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字東谷東平五六六の一から五六六の一七まで、字笹野谷五六七の九、五六七の八二から五六七の八七まで、大字福永字奥山四五三の一、大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十九号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)

て)の一部を次のように改正し、昭和四十四年七月二十九日から施行する。

昭和四十四年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表の鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸	次の基点を順次結んだ線及び基点一三と基点一を結んだ線によって囲まれた区域のうち、県道米子境線の道路の区域及び鳥取県企業局の埋立てに係る区域を除く区域
基点 一	境港市新屋町三二六八番の二地先の標杭
" 二	高松町一四八二番の二地先
" 三	竹内町三五五番の四地先
" 四	三六五九番の二〇地先
" 五	福定町一八〇二番の八地先
" 六	上道町二二〇番の八地先
" 七	基点六から鳥取県企業局の埋立地に係る護岸線に沿って四〇五メートルの点
" 八	基点五から八〇度四六〇メートルの点
" 九	一二七
" 一〇	九〇度一三一
" 一一	六三度一二七
" 一二	七三度一二三
" 一三	六五度一二一